附則別表（附則第二十二条関係）

第四条前段	民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式	民事訴訟規則第一条の規定は特例手数料還付事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は特例手数料還付事件の手続における催告及び通知
第十六条第一項	書面で	書面又は電磁的記録により
第十六条第二項	が私文書	又は電磁的記録が私人により作成されたもの
第十九条第一項	法第三十一条の調書	民事訴訟費用等に関する法律附則第三条第一項の電子調書
第十九条第一項及び第二十条第一項	記載し	記録し
第二十条第一項第五号及び同条第二項	記載	記録
第二十条第一項第六号	書面	電子裁判書
第二十条第三項	記載する	記録する
第三十五条第一項	第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款	第一編第五章第四節第五款
	非訟事件の申立書、答弁書又は	特例手数料還付事件の申立書、答弁書又は民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において準用する
第三十六条の二第一項	第五十二条の二十二第一項	第五十二条の二十二
第四十六条第一項	についての証明書を交付する	を証明した民事訴訟費用等に関する法律附則第七条第一項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供を行う
第四十六条第二項	証明書を交付する	書面の交付又は電磁的記録の提供を行う
第四十八条	手続費用	特例手数料還付事件の手続の費用

［新設］